

第4回村上市男女共同参画計画策定委員会 議事録

1. 開催日時 平成24年3月15日(木) 15:00～16:50
2. 開催場所 クリエイト村上 2階 第2会議室
3. 出席委員 富樫アヤ委員、村山優子委員、瀧澤和香子委員、横井栄子委員、野田 忠委員、杉本 至委員、小川 勲委員、澤渡寿子委員、水橋恵子委員、佐藤たみ子委員、斎藤千栄委員
※石川伊織アドバイザー
4. 欠席委員 鈴木文子委員、高野マサ子委員、遠山栄子委員、小田永人委員
5. 出席職員 政策推進課；相馬課長、竹内課長補佐、船山副参事、高橋主査
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第4回村上市男女共同参画計画策定委員会 会議次第

日 時：平成24年3月15日(木)
午後3時～

会 場：クリエート村上 第2会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

(1) 村上市男女共同参画計画の体系(素案)について

4 そ の 他

5 閉 会

会 議 経 過

1. 開会 (15:00)

事務局； みなさん、ご苦労様でございます。

本日、鈴木文子委員、高野マサ子委員、遠山栄子委員、小田永人委員の4名の委員から欠席の連絡をいただいております。ほかの委員のみなさんはお集まりですので、ただ今から第4回村上市男女共同参画計画策定委員会を開催いたします。それでは、委員長からご挨拶をお願いいたします。

2. 委員長挨拶

委員長； ごめんください。第4回の委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

今回は、男女共同参画に関する市民意識調査についてご審議いただきました。また、審議の結果についてまとめた資料を事務局から事前に配付していただきました。

今日は、その審議を踏まえて、村上市が男女共同参画社会を実現していくために、どのようなところに課題があるのか、その課題を解決するためにどのようなことに取り組んだらよいのかという、具体的な行動計画に対する課題、方向を主として計画の大綱、骨組みについてご審議いただくこととなります。忌憚のないご意見をくださいますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

事務局； それでは議事進行につきましても、委員長よろしくをお願いいたします。

3. 議事

(1) 村上市男女共同参画計画の体系(素案)について

委員長； それでは、議事に入らせていただきます。先ほど申し上げましたように、今回の審議は、意識調査を踏まえて、村上市の目指すべき男女共同参画社会を実現していくためには、どのようなところに課題があるのか、その課題を解決するためにどのような方向で取り組んでいくべきかという骨組み、大綱について見通しを立てられるよう審議を進めていきたいと思っております。

事前に事務局から、前回の審議を踏まえて、このようなことが課題ではないかというものを提示いただきました。それについて、事務局から提案いただき、それを柱、たたき台にして、課題を一緒に考えていきたいと思っております。

それでは事務局から、課題、方向について提案をお願いします。

【事前に送付した「計画の体系(素案)」について説明】

委員長； 前回、「男女の平等感」から「男女共同参画の推進について」までの9項目について審議しました。

事務局では、意識調査結果、委員会での審議、アドバイザーからの指導を踏まえて、村上市の課題はこのようなどころにあるのではないかとすることで、

重点分野として、八つの課題に絞っての提案がありました。このことについて、ご意見をいただきたいと思います。

「参考資料」を見ると、どこから八つの課題が出てきたのかが分かります。男女共同参画社会をつくっていくために課題として挙げたものが、これでよいかどうか、多すぎるのではないか、少なすぎるのではないかというご意見をいただきたいですし、課題はこれではないのではないか、また、表現についてもご意見をいただきたいと思います。

まずは、I-1の「固定的な性別役割分担や慣習の見直し」についてです。男女平等と言いながらも、家庭や社会を見ると、まだいろいろな面で女性の負担が多くなっている、あるいは女性がやるべきだという固定的な役割分担意識が強いことから、これを解消していかなければならないということだと思えます。このことについて、いかがでしょうか。

委員； アンケート結果等からすれば、これでよいのではないかと思います。市民に提示するときに、この言葉で分かっていたかどうかについては、検討する必要があると思います。

委員長； 課題を見て、どこを改革していけばよいのかが分かることが一番よいという、表現についてのご意見かと思えます。

委員； きれいに整理されていると思います。これだけでなく、全体にわたって、アンケートを整理すればこのようになると思いますが、これが村上市独自のものかと言うと、全国で同じようなものが出てくるという気がします。挙げるとすれば、この文言だという気はするのですが、みんなが知りたいのは、この施策の下に来る、個別の事業だと思います。

事務局； 施策の下には、市の行っている事業やこれから取り組まなければならない事業がこれから出てくることとなります。ある程度のかたちがない中で具体的な事業を議論していくと、まとめようとしたときに、限られた期間内でまとめることが難しいのではないかと考えました。ある程度は、重点分野の方向性は固めたいと思っていますが、施策の部分については、変更があり得ると思います。具体的な事業を示すことによって、施策が増えたり、表現が変わったりと、議論も深まっていくのではないかと思います。それがない段階でご意見をいただくことについては申し訳なく思っております。今回は、方向性の大筋についてご意見いただき、来年度に微調整をしながら進めていきたいと考えています。

委員； 大前提としての「人権」については、どのように捉えられているのでしょうか。

事務局； 他の部署で、今年度人権についてのアンケートを実施し、平成24年度には人権全体のことについて検討することになっています。人権全体のことは、そちらに委ね、男女間で解決するものについては男女共同参画計画で整理させていただきました。男女共同参画において人権を語ることは当然ですので、文言にはありませんが、教育の中に包括されているという位置づけとさせていただきます。

委員長； 先ほど、表現についてのご意見がありましたが、固定的性別役割分担や慣習

の見直しのところで、見直しという表現ではなく、意識の改革や解消というように、はっきりと見えるかたちでの表現のほうがよいということだったでしょうか。

委員； はい。見えるかたちのほうが分かりやすいのではないかと思います。

委員長； 事務局どうでしょうか。

事務局； 積極的な表現にすべきだというご議論であれば、修正すべきだと考えます。

委員長； 石川先生、いかがでしょうか。

アドバイザー； ストレートに表現するとすれば、「解消」だと思います。ただ、市がつくる計画について、市役所の組織の中で、市の職員に対して市はこういう方針で行くのと、業務命令で行えばおそらく「解消」できるでしょう。一方で、村上市立の小中学校の先生は、市立の小中学校ですが、人事権は県庁です。教育の分野で腰が引けてしまうのは、県の職員に市から業務命令を出すわけにはいかないという問題があるからです。市立の小中学校の先生に対してさえそのような問題があるということになると、市民に対して行政がどの程度まで強制力を行使できるのかということになります。

解消されるような方向に進めるために、まだいろいろなご意見がある状況で、一歩ずつ進めることを考えた場合、どのような表現にしたほうがよいのかということになります。本当は「解消」と言いたいですし、それが直近の課題かもしれないませんが、伝統や歴史が積み重なっているまちだと、文化的な伝統というもの、私たちが直面している課題をどのようにして両立させていくかが問題になります。いろいろな階層の人たちが話し合いのテーブルについてくれることがなければ、前に進みません。いきなり「解消」としてしまうと、話を聞いてくれないのではないのかという心配も若干あります。どうすべきかを、みなさんにご議論いただいて、詰めていく必要があると思います。

事務局； 方向性については、これでよいということで決定いただいて、「見直し」なのか「解消」なのかについては、今後お示しする個別事業の中身によって決定するという事として、保留・継続というかたちにしていただければと思います。

アドバイザー； 参考資料に書かれていることは、これまでみなさんがご発言されたことですので、それが体系の素案に盛られているかを確認しながら見ると、ご意見が出しやすいと思います。

委員長； 次に1-2の「男女共同参画推進のための教育・学習の充実」について、いかがでしょうか。

委員； 前回も学校教育は平等になっているという話でしたし、生涯学習の充実も必要だと思っていました。これが含まれていますので、よいのではないかと思います。

委員； 生涯学習というのは、行政の大事な取組だと思いますので、よろしいかと思います。

アドバイザー； ここでは、学校に入る前や学校に行っている間における「家庭教育」が落ちています。教育・学習の充実のところでそれを挙げる必要があるかもしれませんが、しかし、ほかのところ「家庭」を問題にしているところもあります。

家庭内での実践に伴い解決できるので、そこで扱うというのならば、それでも構いませんが、形式上は「家庭教育」という言葉が落ちている可能性があるのではないかと思います。

委員長； I-1の「固定的な性別役割分担や慣習の見直し」では、「家庭」という言葉が出てきていますが、そこでは「家庭教育」を意図していないと思いますので、ここで「家庭教育」という文言を入れてはどうかということですが、いかがでしょうか。

委員； 前回の委員会での発言でも、「家庭」という言葉が随分出てきたかと思うので、入れた方がよいかと思います。

事務局； 「家庭教育」というキーワードで、次回までに施策を提示させていただきま。役所において家庭教育の所管事務は何かという整理をさせていただいて、その際にご意見をいただきたいと思います。

委員； 「家庭教育」を入れるのであれば、順番的には施策の一番目に入れるべきだと思います。

委員； 「家庭教育」は、親や祖父母に対する生涯学習に含まれるのではないのでしょうか。

事務局； おっしゃるように、市役所では「家庭教育」は生涯学習の一部ではないかという考えがあります。具体的な事業をお示しするときに、この点を整理することになるかと思います。

アドバイザー； 他市でも教育学者の先生から、概念区分で言うと、漏れているものがあるので、きちんと言葉を使わなければならないという意見をいただいたことがあります。

委員長； やはり、「家庭教育」と生涯学習は若干違うと思われ。この点は、具体的な事業を示す際に、はっきりさせるということによろしいですか。

一 同； 異議なし。

委員長； 次に、I-3「女性に対する暴力のないまちの実現」についてですが、八つの課題の中で、これだけが表現が異質なものになっていますが、この意図はどういうことでしょうか。

事務局； 内部でも、どうやって実現するのか、また、市役所に実現のためのノウハウがあるのかという意見も出ました。やわらかい表現にしたつもりですが、確かにここだけが表現が異質になっています。

施策の部分を見ていただくとお分かりのとおり、警察をはじめとした関係機関との連携など、施策と個別事業との区別がつきにくい項目であり、施策が個別事業のような表現になっています。

アドバイザー； 他市では、この部分を基本目標に掲げて、重点分野でDVとセクハラを分けて扱い、その下にそれぞれの施策を掲げているところもあります。これは、男女共同参画社会基本法とDV防止法を一つの部署で扱っているために基本目標に掲げているという、市役所の行政組織の問題も絡んでいます。

DV防止法に関する計画を別個につくるところがあれば、男女共同参画の行動計画の中に組み込んでつくるところもあります。

委員長； 村上市では、DV防止についての計画はありますか。

事務局； ございませんし、DVやセクハラについての専門部署もないというのが実情です。

委員長； 近いうちに部署を設ける予定はないのですか。

事務局； 当市では、そこまで行っていないのが実情です。

アドバイザー； そうであれば、重点分野で掲げて、これからの目標としていくのが、現段階では妥当であると思います。

委員； 例えば、男性からの暴力で悩んでいる人は、窓口の人が男性だと相談できないと思うので、男性が対応する番号と女性が対応する番号を別にするだけでも、相談しやすいシステムになると思います。

委員長； DVの相談窓口は設置されているのですか。

事務局； DVの窓口はここだということはないと思います。

委員； I-3の表現はこれでよいと思うのですが、暴力に対応する課をつくるということが施策に入ってくればよいのではないのでしょうか。

事務局； 施策の(2)の「相談窓口の周知」という表現については、相談窓口がないわけですので、周知よりも前の段階になります。

委員長； 対応する組織をつくるということが施策に出てくればよいのではないのでしょうか。

事務局； 組織のことになりますので、表現も含めて、設置に向けた方向性については次回までの検討課題とさせていただきたいと思います。

委員； アンケートでも、相談しなかった理由として、「自分にも悪いところがあると思ったから」と答えた人が多かったと思います。自分が守られなければならない存在であることを本人が知っていなければならないと思いますので、このための教育を学校教育の一つの柱の中に入れる必要があるのではないかと思います。

委員長； この点については、学校教育の充実のところに含まれているのですか。

事務局； 体系については、重複、再掲というかたちにならざるを得ないところがあります。施策の(1)の「あらゆる暴力の防止に向けての啓発の推進」のところでも教育についても触れれば整理できるかと思います。

委員； 暴力とはこういうもので、自分も受けてはならないし、人に与えてもいけないということを、ここで挙げたらどうでしょうか。

事務局； 施策のところに、例えば「暴力根絶に向けた教育の充実」というものがあつた方がよいというご意見をいただきましたので、検討したいと思います。

委員長； 次に、II-1「政策方針決定の場への女性の参画推進」についてですが、女性の方も大事なことを決定する場にいなければいけないということが話し合われたかと思います。施策には二つ挙げられています。市役所としても推進で、事業所などでも推進となっていますが、同じレベルとして考えられているのでしょうか。

事務局； 事業所などでの推進については、推進の手法として、啓発やハローワークさんや商工会議所さんとの連携などが具体的には出てくるのではないかと思います。

す。推進していただくために、ハッピー・パートナー企業に登録すると、入札においてはポイントを少し上げるという取組も市では始めています。そのような手法による推進になると思いますが、表現としては推進でよいのではないかと思います。

委員 長： ハッピー・パートナー企業に登録している事業所はどのくらいあるのですか。

事務局： 現在、村上市役所を含めて12事業所です。

アドバイザー： 女性の参画を推進するためには、女性の人材育成も含めないと、一人の人がいくつもの委員会の委員になっているという状況がありますので、この点を入れたほうがいいのではないのでしょうか。

委員 長： 私は今、公民館におりますが、人材育成をしないと公民館事業は活発化しません。大事なことですので、人材育成という言葉を入れるということによろしいのでしょうか。

事務局： 表現については、次回までの検討課題とさせていただきますが、「政策・方針決定の場への女性の参画推進」と「地域活動における男女共同参画の推進」のそれぞれに、人材育成の視点での施策を加えてはいかがでしょうか。

委員 長： 事務局から提案がありましたが、よろしいでしょうか。

一 同： 異議なし。

委員 長： 次に、Ⅱ－2「地域活動における男女共同参画の推進」ですが、防災について挙げたのには、何か意図があるのでしょうか。

事務局： 震災もあり、防災の分野でも男女共同参画の視点に立った取組が必要であると考え、地域には自主防災組織があることから、ここで挙げさせていただきました。

委員： これまでの話し合いの中ではなかった文言が出てきたのですが、これは大事な視点であると思います。震災対応の中でも、女性の視点による対応によって、子育て中の人たちも助かったのではないかと思います。こういう視点がこれから大事になるのではないかと思います。

アドバイザー： 国の第3次計画でも取り上げられているものです。特に新潟県の場合は地震もありましたし、それがきっかけで女性の参画が重要ということで第3次計画に反映したものです。実際に、新潟県内では男性だけで消防団を運営していくのは困難になってきていて、女性消防団、女性消防署員が生まれてきている状況です。

委員 長： 事務局、重点分野のところでは「地域活動」、施策では「地域づくり」となっていますが、表現は意図的に変えたのですか。

事務局： 平成24年度から市民協働のまちづくりが始まることもあり、それもイメージして、このような表現にしました。

委員 長： 次に、Ⅲ－1「家庭生活における男女共同参画の推進」について、いかがでしょうか。

委員： 施策の(2)に「子育て、介護支援体制の整備」とありますが、「条件整備」という言葉のほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局： 市役所が行うことには、ハードの部分とソフトの部分がありますが、体制に

については、組織であるのか、仕組みであるのかという点をあいまいにしたまま施策の方向を打ち出しました。子育て、介護の支援策を何らかのかたちで考えなければならないという意図で、「子育て支援」、「介護支援」という意味合いです。もしかしたら、ここでは「子育てや介護に対する支援の充実」という表現として、体制なのかどうかの議論については、個別事業を示す中で再考する必要があると思います。

委員長： 「子育て、介護支援の充実」になるということでしょうか。

事務局： 次回に考えられる事業をお示しすることになります。体制という言葉が引っ掛かるというご意見については、おっしゃるとおりだと思います。体制という言葉とイメージの違うものができる可能性がありますので、体制の扱いについても、次回までの検討課題とさせていただきたいと思います。

委員： 事業の中には、ソフト面とハード面が含まれるということなのではないでしょうか。

事務局： 子育てのハードとしては、保育園、学童保育所、病児保育施設などについて、いろいろな案が出てくることになるのではないかと思います。市の総合計画もありますので、その中で議論していくこととなりますが、方向性としてはハード面もあるのではないかと思います。

委員長： 次に、Ⅲ-2「働く場における男女共同参画の推進」について、いかがでしょうか。前回の話し合いの中でも、再就職が難しくなっており、働きたいが働けないということが出ていました。

委員： 再就職が困難であるというのは、現実的にあるのでしょうか。求人しても、非常に人が集まらないです。

委員長： 意識調査では、再就職したいが、できなかったという意見が多く出ていたのではないかと思います。

委員： 出産その他の理由により、なかなか勤めにくいというのはあったと思います。

委員： 元の職場に戻るということになると、難しいのかもしれない。

委員： アンケートでの意見からも、元の職場に戻れないという意見と、保育園に入れないから仕事ができないという意見の両方があると思います。元の職場に戻れないのは企業側の問題でしょうし、保育園に入ることができて、勤めやすい環境をつくることは市でできることではないかと思います。

事務局： おっしゃるとおりだと思います。ただ、市がやることになると、子育て支援でもあり、再就職への支援でもあり、学童保育も含めてですが、どうしても具体的な事業が再掲になってしまうのは、やむを得ないのではないかと思います。

また、求人しても集まらないという状況の原因は何なのかという整理をしなければならぬと思いますし、再就職という言葉が元の職場への復帰のことなのかという意味合いの整理も必要であると思います。

委員長： 再就職という言葉は、元の職場を強く意識したアンケートの結果ではないでしょうか。

委員： 元の職場のことは意識していないと思います。

委員： 子どもを預けることができないことや長時間労働ということもあるのでしょ

うか。

委員： 前に働いていたところが、土日に勤務する職場であるのに、村上市では土日保育をしていないとなれば、戻れないということになるのではないのでしょうか。

事務局： 再就職という言葉を取った方がいいのかもしれませんが。雇用側には、男女雇用機会均等法が定められているわけですので、制度の普及、啓発をハローワークさんと連携しながら行い、市民への支援として、市が何をできるかということについては就労支援というようにすみ分けをすれば、分かりやすいものになるのではないかと思います。

委員長： 今のところは「女性への就労支援の充実」でよろしいですか。

委員： 女性だけでよいですか。例えば「子育て後」については必要ないですか。

アドバイザー： 「後」が入ると、それ以外が排除されてしまうので、まずいのではないのでしょうか。

委員： 再就職を取ったわけですが、その後ろには再就職を意識した事業が出てくるのでしょうか。

アドバイザー： 中身を広げたので、いろいろなものが入ってくると思います。

事務局： ほかの施策に移るものが出てくるかもしれません。男女雇用機会均等法の待遇の確保という意味からすれば、出産という女性が休まなければならない期間を待遇として確保しなければならないという議論は、もしかしたら施策の(1)の「男女均等な雇用機会と待遇の確保」に移る可能性があるのではないかと思います。いずれにしても整理が必要であると思います。

委員： 意識調査結果からも、働く場が少ないというのが問題だということでしたが、どこかに入っているのでしょうか。男女共同参画とは別の課題にするのでしょうか。

事務局： 働く場が少ないということが、男女の不平等感により働く場が少ないのかという回答の整理は必要ではないかと考えますが、その整理はつけていません。

アドバイザー： 働きたいと思っている側と、このような条件で雇いたいと思っている企業との間には相当なミスマッチがあり、それをすり合わせないと、働きたいがその条件なら働けない、その条件で雇用すると会社経営がまずくなるなどいろいろなことがあると思うので、まずは、その辺りのすり合わせが必要だと思います。もう一つは、村上市内の企業活動があまり盛んでないので、就労の機会をつくってもらいたいという話もおそらくあると思います。就労の機会をつくっていくということは、ある意味で産業を活性化させることになるので、これは男女共同参画の課題なのかと疑問を持たれることは十分考えられますが、国の第3次計画の中には、貧困対策からセーフティネットの問題まで全部入っています。

そういう意味では、何らかのかたちで就労する場所や産業の活性化のようなことが、この中に入ってきてもおかしくはない課題であると思います。

委員長： 次回までに検討して提案していただくということではよろしいですか。

事務局： 承知しました。

委員長： 最後に、Ⅲ-3「ワーク・ライフ・バランス」ですが、この意図はどういう

ことでしょうか。

事務局： ワーク・ライフ・バランスは男女共同参画の基本であり、この言葉をどこかに載せなければならないという思いもあり、総括としてこの言葉を使いたいということです。

委員長： 委員のみなさん、いかがでしょうか。

委員： 載せる場所はいいと思います。私たちがそういうバランスで働きたいと思っても、企業側が理解しなければできないことですので、啓発が必要になると思います。

委員長： 意識の醸成という表現になっていますが、いかがでしょうか。

委員： 仕事に一生懸命打ち込むことが美しく、大事なことだというのは日本人特有なのではないでしょうか。カナダの人に、日本に来て驚いたことについて聞いてみると、お店の店員が笑顔で対応してくれることだそうです。カナダでは笑顔もなく、時間が来ればそれで終わりという感じだそうです。日本では、若い働き盛りの男性は、どうしても仕事にエネルギーを取られてしまいますので、今の日本人にはこういう項目が必要なのではないかと思います。

委員長： 子育て、家事、介護などは、女性に負担が掛かっており、理想と現実が違うことから、ワーク・ライフ・バランスは絶対に欠かせないものだろうと思います。

ここまで、八つの課題が示されました。そのほかにも課題があるのではないかというご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

委員： 八つの項目から抜けているということではなくて、Ⅲ－１の「家庭生活における男女共同参画の推進」の中に、教育を入れてもよいのではないかと思うのですが。

委員長： それについては、Ⅰ－２の「男女共同参画のための教育・学習の充実」に入っているということにしないと、全てに掛かってくるので、Ⅰ－２に含めているということでしょうか。

アドバイザー： 国の第３次計画は120ページくらいありますが、重複している項目は全て書くという方針で作成されています。ですから、実質的には12ページくらいです。こうなると、何がなんだか分からなくなりますので、重複を配慮して、分類、整理しようということで、事務局は体系の素案を作成しました。それでも重複が出てきてしまうのが、先ほどのワーク・ライフ・バランスです。国の第３次計画策定以降に市町村行動計画の見直しをしているところでは、ワーク・ライフ・バランスをどこに置くかについて、非常に苦労しています。重複を配慮して収まりがいい場所は、ここが妥当ではないかと思います。

委員長： 市民のみなさんにも分かりやすくするために、重複を配慮して事務局がまとめたという共通認識でよろしいでしょうか。

アドバイザー： どこでどう扱うかについては問題がありますが、意識調査の結果によると、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度が非常に低かったです。出産については、医療体制が整わないと、女性の生命に関わる問題にもなります。かつ医療の発達により、リスクを抱える出産でもできるようになっていますが、

現状ではかなり難しくなり始めています。双子や逆子を出産できる病院は新潟県内では数えるほどしかありません。村上からは救急搬送されます。そのような中で、「性と生殖に関する女性の健康と権利」は重要なポイントだと思いますが、非常に言いにくい問題で、しかも認知度が低い状況です。女性の生涯にわたる健康への配慮についてどこかに入れる必要があると思いますが、Iの「男女がともに認め合い、尊重しあえるまちづくり」に入ることになろうかと思えます。重点分野の中に入れなかったら、どこかでこの問題について触れて、村上市でリスクを抱えた出産をサポートして支えることが必要だということを市の方針として言うためにも、どこかで入れるべき問題であると思えます。

委員長： 「性と生殖に関する女性の健康と権利」について、入れるとすればIの「男女がともに認め合い、尊重しあえるまちづくり」のところではないかということですが、いかがでしょうか。女性は妊娠、出産という男性にはないものがある、それは尊重されなければならない。しかも、男女共同参画社会をつくっていく上で避けて通れないのではないかと、よろしいでしょうか。

アドバイザー： 検討していただくということでしょうか。

事務局： 承知しました。予防や妊産婦に関する検診の助成などを市でもやっておりますので、次回に具体的な事業をお示ししたいと思います。

委員長： ありがとうございます。今回は、今日審議した課題をもとに、市として具体的にどのようなことに取り組むのかということを示していただいて、検討し、ご意見をいただきたいと考えております。また、議論を活発にするためにも、次回の資料がまとまりましたら、事前に委員に送っていただきたいと思えます。

事務局： 承知しました。次回ですが、4月はほかの業務で日程が取れませんので、5月の中旬を考えております。その際には、計画に盛り込む基本理念についてもご提示したいと考えております。プロジェクトのメンバーで積み上げておりますので、次回に何点かご提示して、ご議論いただきたいと考えております。

委員長： 今日新たに示されたものとして、三つの基本目標がありました。これらについても何かご意見がありましたら、次回にお願いしたいと思います。今日はこの基本目標については審議しませんでした。今日は村上市の課題について、計画の骨組みについてご審議いただきました。ありがとうございます。副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

副委員長： 本日は活発なご意見をいただき、ありがとうございます。少しずつかたちが見えてきたような気がしています。次回も事前に資料が送られると思いますが、しっかり勉強したいと思います。本日はありがとうございました。

5. 閉会 (16:50)